

一般社団法人日本肩関節学会財務委員会に関する規則

第1条 目的

本委員会は日本肩関節学会が、一般社団法人として平成20年改正公益法人会計基準に基づき健全財務の元に運営されるように活動する。

第2条 業務

本委員会は次のような業務を行う。

1. 学会の過去の財務状況を精査し、将来の予測を行う。
2. 学会の経費節減、増収の方策を検討する。
3. 適宜、各委員会等に経費節減、増収に向けた協力を要請する。
4. その他、目的を遂行するための活動を行う。

第3条 構成

1. 担当理事1名
2. 委員若干名
3. オブザーバー 1名
4. アドバイザー 1名

第4条 効力の発行

本委員会で審議、決定された事項は、原則として社員総会での承認を必要とする。

第5条 規則の改正

この規則の改正は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

附則 この規則は、一般社団法人日本肩関節学会の設立の翌日から施行する。

平成26年8月1日